○農林水産省告示第九百八十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月二十三日　　農林水産大臣　山本　有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
岐阜県大垣市	平成二十九年七月一日
和歌山県海南市	平成二十九年十一月一日

○国土交通省告示第六百四十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年六月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月二十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5493号	船首方位伝達装置	ＳＣ－70	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号
第5494号	〃	ＳＣ－130	〃	〃
第5495号	第一種衛星航法装置	ＳＣ－70	〃	〃
第5496号	〃	ＳＣ－130	〃	〃

○中部地方整備局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日　　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　道路の種類及び路線名　　一般国道　一号

二　占用を制限する区域　　図面縦覧場所
静岡市葵区千代地先内　　中部地方整備局及び同局
〃　〃　　浜松河川国道事務所
〃　〃　　中部地方整備局及び同局
〃　〃　　静岡国道事務所

三　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月一日

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

○中部地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日　　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道　三百二号	名古屋市港区春田野二丁目一〇六番から同市港区春田野二丁目一〇二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年六月二十四日

○近畿地方整備局告示第百三十二号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十九年六月二十三日　　近畿地方整備局長　池田　豊人

名称　国営明石海峡公園

位置　兵庫県神戸市北区山田町藍那字相坂、字下相坂、字畑

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十九年六月二十三日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十九年七月八日

人事異動

内閣

○国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二
国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月二十日）

最高裁判所

弘前簡易裁判所判事　高倉　篤麿
仙台簡易裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事　田野　総一
弘前簡易裁判所判事に補する（以上六月十八日）
千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・千葉簡易裁判所判事　吉井　隆平
名古屋地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
名古屋簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　野原　俊郎
千葉地方裁判所判事に補する
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉簡易裁判所判事に補する（以上六月十九日）

○定年退官
簡易裁判所判事後藤憲雄は六月十七日限り定年退官

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、バヌアツ国大統領ボールドウィン・ジェイコブソン・ロンズデール閣下逝去につき、六月二十一日同国大統領代行エスモン・サイモン閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の国民の保護に関する計画（文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項の規定において準用する同条第５項の規定により公表する。

平成29年６月23日

文部科学大臣　松野　博一
スポーツ庁長官　鈴木　大地
文化庁長官　宮田　亮平